

議案番号	件名
提案課名	内容
報告第1号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定)
税務課	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例期間を3年延長する等とした地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該関係条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。

【関係法令】

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）

【改正趣旨】

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が平成26年3月31日に公布されたに伴い、当該条例の一部を改正しようとするもの

現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却・経済再生に向け、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」において決定した投資減税措置等や所得拡大促進税制の拡充に加え、民間投資と消費の拡大、地域経済の活性化等のための税制上の措置を講ずるとともに、税制抜本改革を着実に実施するため、所得課税、法人課税、車体課税等に所要の措置を講じることとしたほか、地方税法の改正が行われた。

【改正内容】

1 個人市民税関係

(1) 譲渡損失等の特例措置の規定削除（市税条例）

地方税法の改正により、単に課税標準の計算の細目を定めるものであることから、削除するもの。

(2) 肉用牛の売却による事業所得の課税特例の期間延長（市税条例）

地方税法の改正により、肉用牛の売却による事業所得の特例について適用期限を3年間延長するもの。（平成27年度⇒平成30年度）

(3) 優良住宅地譲渡の特例措置の延長（市税条例）

地方税法の改正により、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長するもの。（平成26年度⇒平成29年度）

2 固定資産税関係

(1) 課税標準の特例措置の創設（市税条例）

① 公害防止施設・設備に係る課税標準の特例措置のうち、以下の施設・設備を対象としたもの（適用期限の2年延長：25年度⇒27年度）

ア 水質汚濁防止法の特定施設に係る汚水又は廃液処理施設・・・軽減率3分の1

イ 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設（テトラクロロエチレン系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置）・・・軽減率2分の1

ウ 土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設（フッ素系溶剤を使用する

ドライクリーニング機に係る活性炭利用吸着式処理装置) . . . 軽減率  
2分の1

② 浸水防止用設備(防水扉、排水ポンプなど)に係る課税標準の特例措置(26  
年4月1日から29年3月31日までに取得したもの) . . . . .  
軽減率3分の2

③ ノンフロン製品(自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器)に係  
る課税標準の特例措置(26年4月1日から29年3月31日までに取得したも  
の) . . . 軽減率4分の3

**(2) 新築住宅等に対する固定資産税の減額申請の創設(市税条例)**

改正耐震改修促進法により、耐震診断を義務付けられた不特定多数の者が利用す  
る大規模な建築物等(病院、旅館など)、地方公共団体が耐震改修促進計画で指定  
した避難路に敷地が接する構築物、都道府県が耐震改修促進計画で指定した防災  
拠点となる建築物などのうち、平成26年4月1日から29年3月31日までの間  
に国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税の減額措置  
(2年度分:対象建築物の税額を2分の1減額)

**(3) 旧民法34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例措置等の  
廃止(市税条例)**

地方税法改正に伴う旧民法34条法人(平成20年の公益法人制度改革施行前に  
設立された社団法人又は財団法人)から移行した移行一般社団法人等に係る非課  
税措置の廃止及び条ずれ等の規定の整備

**【施行日】**

平成26年4月1日